

参考配布

平成 26 年 1 月 15 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

## 及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、群馬労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、群馬労働局が配布した資料です。

厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成26年 1月15日

報道関係者 各位

担 当	職業安定部職業安定課
	課 長 丸 茂 清
	需給調整事業室長 三輪 賢治
	電話 027-210-5105

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

群馬労働局長（小玉 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、厚生労働大臣に届出を行うことなく、特定労働者派遣事業を行っていたほか、労働者供給事業を行っていた。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 名称      | 株式会社 さくら            |
| (2) 代表者の職氏名 | 代表取締役 春田 俊江         |
| (3) 所在地     | 群馬県邑楽郡大泉町西小泉五丁目2番1号 |
| (4) 届出受理年月日 | 平成23年6月20日          |
| (5) 届出番号    | 特10-300903          |

#### 第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令  
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

### 第3 処分理由

株式会社さくらは

- (1) 平成22年12月1日から平成23年6月19日までの期間、一般労働者派遣事業許可を得ず、また特定労働者派遣事業の届出を行っていないにもかかわらず、株式会社さくらの事業として、株式会社Aに対して、延べ98人合計1,528人日の労働者派遣事業を行った。
- (2) 労働者を確保する手段として、平成22年8月1日から平成25年7月31日までの期間、B株式会社から延べ1,889人について、合計38,652人日の労働者供給を受け、当該労働者を自らの労働者派遣事業に従事させた。

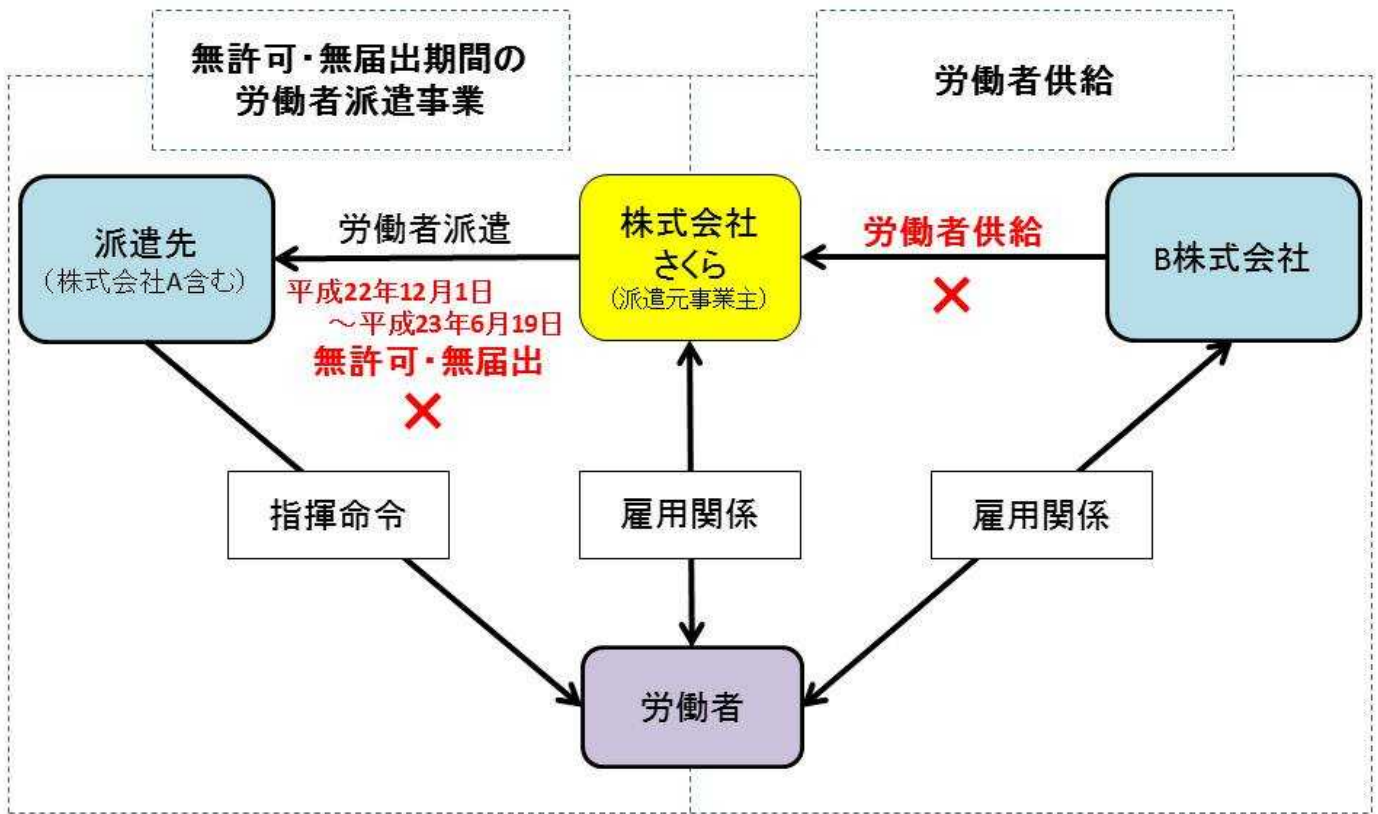
### 第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成26年1月16日から平成26年3月15日までの間、労働者派遣事業の停止すること。

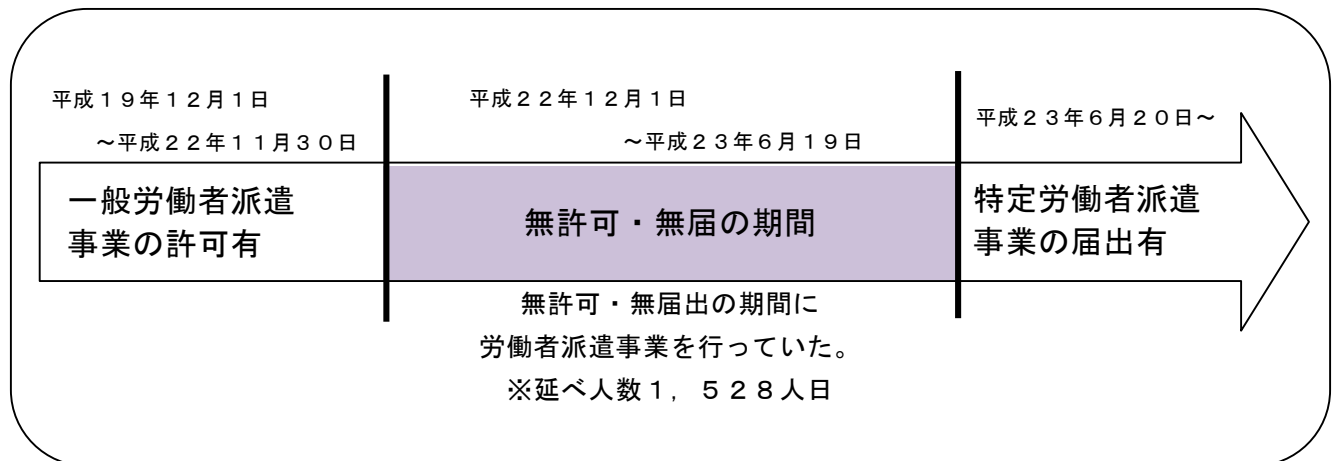
### 第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 株式会社さくらは、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成22年8月1日から平成25年7月31日までの間に実施されたもの又は平成25年7月31日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
  - (1) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負事業
  - (2) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、委託する請負事業なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
  - ① 労働者派遣法第16条（特定労働者派遣事業の届出）
  - ② 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- 2 上記（理由）の各事項に係る労働者派遣法及び職業安定法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

# 概要



## 株式会社さくらの無許可・無届出の期間について



## 参 考

### ○労働者派遣事業の種類

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

### ○労働者派遣法（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（特定労働者派遣事業の届出）

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中に「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

（事業停止命令等）

### 第21条

2 厚生労働大臣は、特定労働者派遣事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる

（改善命令等）

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）（抄）

（権限の委任）

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

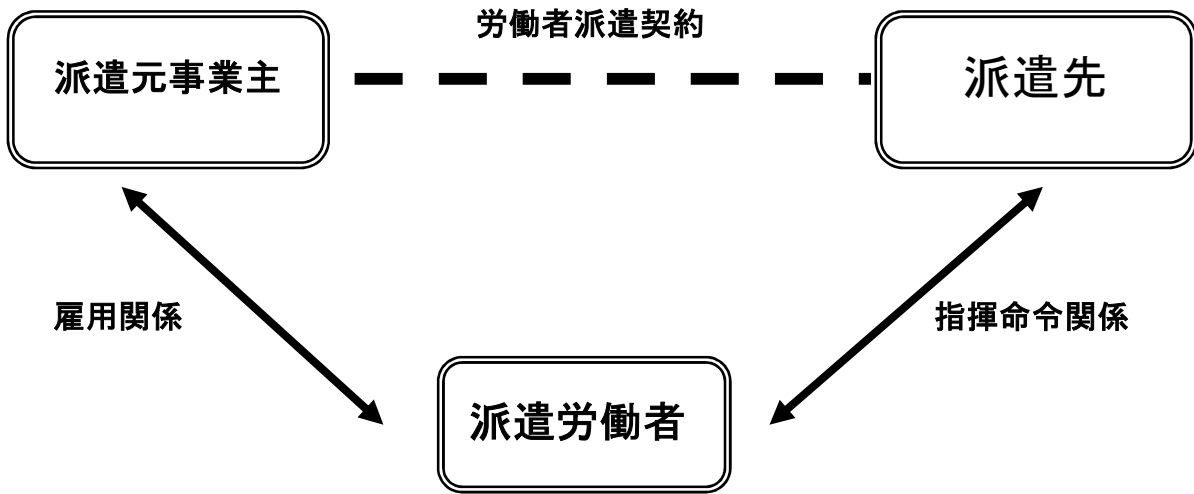
四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

### ○職業安定法

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

# ○労働者派遣事業とは



# ○労働者供給事業とは

